

(参考)

## 世界最先端 IT 国家創造宣言 (抜粋)

閣 議 決 定  
平成 25 年 6 月 14 日 決定  
平成 26 年 6 月 24 日 改定  
平成 27 年 6 月 30 日 改定

### III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

#### 4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

##### (3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革

～さらに、職員のワークスタイルについて、モバイル端末の利活用等を通じて、情報のデジタル化（ペーパーレス化、デジタルアーカイブ化）の推進と生産性向上を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスや災害時等の業務継続性に配慮したものに变革する。

##### 【KPI】

- ・ 政府情報システムの削減数及び運用コストの削減額
- ・ ペーパーレスの目標（電子決裁率等）

## 世界最先端 IT 国家創造宣言 工程表 (抜粋)

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部  
平成 25 年 6 月 14 日 決定  
平成 26 年 6 月 24 日 改定  
平成 27 年 6 月 30 日 改定

#### 4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

##### (3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革

KPI：2015 年度までに電子決裁率を 60%まで向上

##### 【短期（2015 年度）】

##### ○政府情報システム改革

- ・ モバイル端末、ウェブ会議等の利活用等を通じたペーパーレス化、移動時間・移動コストの低減、電子決裁、電子入開札・電子契約や人事、給与、旅費手続きに係る発生源入力の推進など、公務におけるワークスタイルの变革を推進し、公務の生産性を高めるとともに、大規模災害時等における行政運営の継続性を確保する。【全府省庁】
- ・ 「電子決裁推進のためのアクションプラン」（平成 26 年 4 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、全府省において電子決裁の普及・利用促進の取り組みを推進する。【総務省及び全府省庁】

## 電子決裁推進のためのアクションプラン(抜粋)

〔 2014年(平成26年)4月25日  
各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定 〕

### 5. 電子決裁の推進に向けた各部局における集中的な取組

(1) 各府省の部局長は、自ら率先して電子決裁を行うとともに、部局内の電子決裁の定着を図るため、平成26年10月を課室内決裁電子化月間、平成26年11月を部局内決裁電子化月間とするなど、電子決裁の段階的な浸透を図る工夫を部局内の状況に応じて行い、少なくとも平成27年3月の電子決裁率が概ね50%を目標とした取組に努める。

また、地方支分部局を除く部局については、平成27年度下半期の電子決裁率が概ね80%を目標とした取組に努める。